「議案第19号大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例案」に対する修正動議

上記の議案第19号に対する修正案を次のとおり提出する。

平成30年3月27日

大阪市会議長 山 下 昌 彦 様

提出者

黒	田	當	士	Ш	嶋	広	稔	太	田	晶	也	北	野	妙	子
永	井	啓	介	Щ	本	長	助	福	田	武	洋	新	田		孝
髙	野	伸	生	木	下	告	信	足	髙	將	司	多質	冒谷	俊	史
荒	木	幹	男	床	田	正	勝	加	藤	仁	子	有	本	純	子
西	Ш	ひる	3 Ü	荒	木		肇	前	田	和	彦				

議案第19号大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例案の一部を次のように 修正する。

第2条第1項を次のように改める。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第2条 法第18条の規定に基づき条例で定める住宅宿泊事業の実施を制限する区域(以下「実施制限区域」という。)及び期間は、次のとおりとする。

区域	期間
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定す	全ての期間
る第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高	
層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第	
2種住居地域又は準住居地域が定められている土地の区域(以下	
「住居専用地域等」という。)(その全部又は一部が幅員4メートル	
以上の道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路その他市長	
がこれに準ずると認めた道路をいう。)に接する住宅の敷地の存す	
る区域(以下「特例区域」という。)を除く。)	
学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校又は中	全ての期間
学校の敷地の周囲100メートル以内の区域	

第4条第1項中「住居専用地域」を「住居専用地域等」に改める。

大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例案(抄)

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第2条 法第18条の規定に基づき条例で定める住宅宿泊事業の実施を制限する区域(以下「実施制限区域」という。)及び期間は、次のとおりとする。

区域	期間
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定す	全ての期間
る第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高	
層住居専用地域 <u>又は</u> 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域 、	
•	
第2種住居地域又は準住居地域が定められている土地の区域(以下	
「住居専用地域等」という。)土地の区域(以下「住居専用地域」	
という。) (その全部又は一部が幅員4メートル以上の道路(道路	
法 (昭和 27 年法律第 180 号) による道路その他市長がこれに準ずる	
と認めた道路をいう。)に接する住宅の敷地の存する区域(以下「	
特例区域」という。)を除く。)	
学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校 又は中	月曜日の正午から
学校の敷地の周囲100メートル以内の区域	金曜日の正午まで
	全ての期間

(提出資料)

- 第4条 届出予定者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が住居専用地域等内にあるとき又は当該敷地が住居専用地域等の内外にわたる場合において当該敷地の過半が住居専用地域等内にあるときは、市長が住居専用地域等内にある敷地又は敷地の部分が特例区域内にあるか否かを判断するために必要な資料として市規則で定めるものを市長に提出しなければならない。
- 2 省 略